

# 社団法人 佐賀県自家用自動車協会定款

設 立	昭和 21 年 8 月 5 日
法人設立許可	昭和 30 年 12 月 10 日
改正（認可年月日）	昭和 40 年 8 月 27 日
	昭和 48 年 6 月 11 日
	昭和 61 年 6 月 10 日
	昭和 62 年 6 月 29 日
	平成 4 年 6 月 10 日
	平成 15 年 6 月 12 日

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人 佐賀県自家用自動車協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を佐賀市内に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本協会は、自家用自動車に関する調査及び研究を行い、運輸秩序の確立と交通安全思想の普及及び高揚並びに交通安全対策の推進に努めることにより公共の福祉を増進すると共に、各関係機関と会員相互の連絡を緊密にし、もって、自家用自動車の健全なる発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自家用自動車に関する調査、研究、統計及び資料の収集
- (2) 自家用自動車に関する意見の公表及び関係諸機関に対する意見の開陳
- (3) 道路運送法、道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律その他の自動車関係法令の施行に対する協力
- (4) 交通道德の普及及び高揚並びに交通安全及び交通事故防止のための施策に関する宣伝及び啓蒙
- (5) 自動車関係法令の周知徹底及びその励行を図るための講習会等の開催
- (6) 自動車の保管場所の現地調査委託業務及び整備管理者講習委託業務
- (7) 自家用自動車の使用及び登録、届出に関する業務
- (8) 印紙及び自動車重量税印紙の売り捌き業務並びに自動車税、自動車取得税等の収入証紙の売り捌き業務

- (9) 自動車損害賠償責任保険代理店業務及びその他の自動車に関する保険の代理店業務
- (10) 自家用自動車及び交通事故に関する相談業務
- (11) 関係諸官庁及び関係団体との連絡協調並びに会員の福利厚生に関する業務
- (12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 会員（名誉会員を除く）の入会は、会長が別に定める会員名簿に登録された時をもって入会したものとみなし、理事会で事後承認するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理 事	30名以上35名以内
監 事	2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち3名以内及び監事のうち1名を正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を九州運輸局長並びに佐賀県知事（以下「主務官庁」という。）に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集

すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に、顧問1名以上3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第15条第1項及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第5章 総 会

(種別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(招 集)

第23条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第21条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催するものとする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 委 員 会

(委員会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 8 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3ヵ月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第45条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号ほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 10 章 事 務 局

(設 置 等)

第 47 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第 11 章 補 則

(細 則)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この定款は、昭和 30 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 40 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 48 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 61 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 62 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 15 年 6 月 12 日から施行する。

## 1 平成22年度事業報告

平成22年の国内は、民主党への政権交代後、初の本格的な国政選挙となった7月の参議院議員選挙で政権与党が大敗を喫し、その後は、いわゆる「ねじれ国会」の中で、「政治とカネ」の問題、尖閣諸島沖での海保船舶に対する中国漁船の衝突事件対応等で内閣支持率が大きく低下した。その後も、年度内予算編成の行方が不安定な中で、年が明けると外国人からの献金問題で前原・外相が引責辞任するなど政権与党にとっては波乱含みの年であった。

また、本年3月11日には宮城、岩手、福島県を中心とした東日本大震災が発生し、27,000名以上の死者・行方不明者と15万人以上の避難者に加え、福島第一原発事故など未曾有の被害をもたらした。

一方、我が国経済について政府は本年1月の月例経済報告で、昨年9月のエコカー補助金の打ち切りで低迷していた自動車生産に底打ち感が出てきたとして、景気の基調判断を「足踏み状態」から「その状態にあるが一部に持ち直しに向けた動きがある」と昨年6月以来7カ月ぶりに上方修正されたところであるが、欧州などの景気下振れや、国内の雇用情勢悪化といった不安材料が依然として残っており、景気が回復軌道に乗るかどうかは予断を許さない状況であると判断されているところである。

特に、当協会と密接な関係にある自動車業界では、平成21年4月から3カ年の予定で環境性能に優れた新車の取得税と重量税を減免するエコカー減税と、同年6月からの環境対応の新車購入補助金制度の導入で県内でも登録自動車の販売増が見られたところである。

しかし、補助金制度が昨年9月初旬の申請分で終了、同月から新車販売にブレーキがかかることとなり、10月以降は大幅な反動となるなど、協会の主要事業である自動車保管場所の現地調査件数は前年度比2.3%減(1,000余台)となった。

共済事業である自動車共済については、年度目標9,750件を掲げ契約増進に努めたが、僅かに目標を達成できなかった。

一方、公益事業については、九州運輸局の輸送統計調査及び無保険(無共済)車に対する街頭・監視指導のほか、佐賀県(市)交通対策協議会等が主催する交通安全運動等に積極的に参加した。

なかでも、安全で快適なクルマ社会の実現を目指して、「県自家用自動車協会交通安全推進員」(協会7支部傘下の会員27人に委嘱)の皆さんと協会職員がともに各季の交通安全運動期間中に街頭活動等を実施したほか、職員は公益法人としての社会的責任を果たすために事業活動の使命を生かしながら、県内各地において交通安全対策、地域防犯のための広報活動等を実施した。

当面の厳しい情勢を乗り越え安定的な事業基盤を確立するために、職員の意識改革を図るほか定款に定める事業を推進するため、全国自家用自動車協会をはじめ関係機関・団体との連携強化、業務の効率化・適正化を図るなど、役職員が一体となって以下の事業を懸命にかつ積極的に推進したところである。

以下、平成22年度中における協会の事業概況について報告する。

# 第1 会 務 関 係

## 1 会員及び車両数並びに役職員関係

平成23年3月31日現在における当協会の会員数、車両数及び役職員の状況は次のとおりである。

正 会 員 数	3, 9 3 6 人
賛 助 会 員 数	3, 2 2 9 人
車 両 数	1 0, 5 7 5 台
役 員 数	理 事 3 0 人 ・ 監 事 2 人
職 員 数	4 4 人 ( 男 子 2 4 人 ・ 女 子 2 0 人 )

## 2 会議・行事等

当期間中における協会の会議及び行事並びに当協会が参加した他機関・団体主催の行事等は別表1のとおりである。

## 3 表 彰

当協会会長表彰(平成22年5月17日付)

○ 優良交通安全事業所	黒木建設(株) 様 ほか20事業所
○ 優良整備管理者	坂本 清美 様 ほか 4名
○ 永年無事故運転者	大榎 ミツ子 様 ほか36名

## 4 報告関係

○ 事業計画書・収支予算書届出書 (佐賀県知事)	平成22年 5月28日付
○ 事業状況等報告 (佐賀県知事)	平成22年 5月28日付
○ 役員変更届出書 (佐賀県知事)	平成22年 5月28日付
○ 管理台帳提出 (佐賀県警察本部長)	平成22年 5月28日付
○ 役員異動報告 (佐賀県知事)	平成22年 5月28日付
○ 定例報告 (全自協会長)	平成22年 5月28日付
○ 公益法人事業状況報告書等 (九州運輸局長)	平成22年 6月11日付
○ 登記事項変更届出書 (佐賀県知事)	平成22年 6月11日付

## 第2 事業関係

### 1 対外施策関係

#### 【平成23年度税制改正に関する要望】

昨年9月開催の「(社)全国自家用自動車協会の総務・業務合同委員会」において承認された「平成23年度税制改正に関する要望書」について、全自協事務局では関係省庁等に陳情されており、(社)佐賀県自家用自動車協会においても、当県協会長連名で関係機関及び地元選出の関係国会議員等へ陳情要請をいたしました。

- 道路特定財源に係る自動車関係諸税の廃止
- 自家用自動車に係る税負担の不公平等の是正
- 消費税と二重課税の自動車取得税の廃止
- 自賠責保険・任意保険の保険料の所得税控除の取扱
- 環境税の導入への慎重な対応

### 2 交通安全対策

- (1) 当協会における交通安全対策は、公益目的事業の柱と位置づけ、佐賀県交通対策協議会、佐賀県警察、九州運輸局佐賀運輸支局等との連携をより強化し、春、夏、秋、冬の交通安全県民運動の取組みなど、積極的な推進に努めた。特に、当該運動期間中は、協会職員と当協会委嘱の「交通安全推進員」との協働により、各地域の主要交差点等において通学時の児童、生徒の交通安全指導を推進するとともに、各季の安全運動の活動重点を広報するためのチラシを独自に作成して配布するなど、交通安全の広報啓発に努めた。
- (2) また、佐賀県の道路交通行政における喫緊の課題となっている高齢者の交通事故防止については、本部及び各支部事務所前に高齢者事故防止を呼びかける「のぼり旗」の掲出、高齢者を交通事故から守るためのリーフレットや独自のチラシを作成して配布するなどの取組みを実施した。
- (3) 平成21年7月から佐賀県、佐賀県警、佐賀新聞社などが主体となって推められている通年の佐賀県交通安全県民運動に本年も賛同し協賛している。
- (4) 平成22年11月19日(金)佐賀県トラック協会研修室を借り上げて、会員等を対象に九州運輸局佐賀運輸支局及び佐賀県警察本部交通部の協力を得て、整備管理者講習会を開催し、整備管理者の交通安全に対する意識の高揚に努めた。

- (5) 平成23年2月28日(月)佐賀県トラック協会研修室を借り上げて「県協会交通安全推進員研修会」(出席者24名)を開催した。

研修会では、新たな推進員2名に委嘱状を交付するとともに、県警担当者から「最近の交通情勢、交通事故防止対策について」の講話を受け、街頭活動中の受傷事故防止を目的としたビデオ活用による検討協議を実施した。

また、初の試みとして県警本部通信指令室及び交通管制センターの視察研修を実施し、今後のより効果的な活動と受傷事故防止について確認した。

### 3 運輸行政協力事業

- (1) 自賠責保険加入指導、街頭取締の補助

自賠責未加入車の絶無を期するために、九州運輸局長から委嘱された無保険(無共済)車指導員2人(協会職員)が年間の監視指導計画に基づき監視指導活動を実施するとともに、運輸、警察合同街頭取締には、佐賀運輸支局長委嘱の補助員18人(協会職員)を参加させて指導取締の補助を行った。

それらの状況は次表のとおりである。

	無保険車指導			街頭取締補助		
	実施回数	派遣職員数	標章不表示等 発見車両数	実施回数	派遣職員数	標章不表示等 発見車両数
22年度	34	34	104	8	16	4
21年度	34	34	102	8	16	3
対比	0	0	2	0	0	1

- (2) 自動車輸送統計調査

九州運輸局長の委託を受けた輸送統計調査業務は、統計法に基づき正確な資料の作成と回収の効率化に努め、次表のとおり運輸行政に協力した。

	調査票配布数	未回収数	回収数	回収率	回収数のうち 調査不能数
22年度	451	10	441	97.78%	104
21年度	1,006	14	992	98.61%	149

(注1)「回収数のうち調査不能数」とは、廃車等の理由により調査できず、調査票だけを回収したもの。

(注2)当該調査業務は、平成22年9月で終了したため、平成21年度と平成22年度の対比は省略した。

#### 4 自動車保管場所調査業務

自動車保管場所調査業務については、平成19年度から一般競争入札制度が導入され、平成22年度も当協会が落札し、業務委託契約の契約事項及び事務処理要領に基づき、厳正・公平・迅速をモットーに調査業務を遂行した。

なお、平成22年度における処理状況は、次表のとおりである。

	調 査 件 数		前年同月比 件 数
	22年度	21年度	
4月	3,467	3,265	202
5月	3,327	3,114	213
6月	3,843	3,620	223
7月	4,016	3,659	357
8月	4,081	2,949	1,132
9月	3,929	4,075	△146
10月	3,345	3,719	△374
11月	3,292	3,837	△545
12月	2,998	3,343	△345
1月	2,933	3,623	△690
2月	3,849	4,085	△236
3月	5,362	6,186	△824
計	44,442	45,475	△1,033

## 5 交通事故相談業務

- (1) 最近の損害賠償の高額化に伴い、交通事故相談は増加するとともに、内容的には複雑化しており、会員に対するサービス業務の更なる向上及び自動車共済事業の拡販の面から更に高度の知識と技術が要求されるため、支局長会議、全職員研修会、支部単位の研修会等において、職員を指導し業務の推進を図った。
- (2) 西日本自動車共済担当職員と協力し、年間を通じて会員・共済契約者等の交通事故相談に応じ円満解決への指導・助言を行うとともに安全広報など交通安全対策を講じた。
- (3) 年度内の相談件数は次表のとおりである。

	相談件数	受理件数	受理件数の内訳	
			解決	未解決
22年度	694件	638件	559件	79件
21年度	625件	590件	524件	66件
対比	69件	48件	35件	13件

## 6 自動車共済事業

	共済掛金収入			契約件数			手数料等 収入 (千円)
	目標額 (千円)	収入額 (千円)	達成率 (%)	目標 (件)	達成 (件)	達成率 (%)	
22年度	393,000	392,353	99.84	9,750	9,636	98.83	66,152
21年度	398,300	389,447	97.78	9,790	9,721	99.30	67,344
対比	△ 5,300	2,906	2.06	△ 40	△ 85	△ 0.47	△ 1,192

(注) 「掛金収入」と「契約件数」は応当月、「手数料収入」は収入月を基準として計上した。

## 7 収入証紙の売捌き業務

22年度における自動車税及び自動車取得税に関する県収入証紙の売捌きは次表のとおりで前年度に比べるとエコカー減税等も影響し、売捌総額において1億900万円減、手数料収入において約76万円減である。

(単位：円)

	売 捌 総 額	手 数 料	必 要 経 費	利 益 金
22年度	638,000,000	5,715,196	3,838,847	1,876,349
21年度	747,000,000	6,476,678	4,346,215	2,130,463
対 比	△ 109,000,000	△ 761,482	△ 507,368	△ 254,114

(注) 必要経費には、手数料分配額、借入金利及び職員給与を計上した。

## 8 整備管理者講習会

自動車の整備管理者としての法令の遵守及び、整備管理能力を維持・向上させるとともに、適切な点検・整備を行わせるために、平成22年11月19日(金)に佐賀県トラック協会研修会館において整備管理者講習会を実施した。

今年度の受講者は59名であった。

## 別表 1

## 会議関係一覧表

## ○ 県協会主催等の会議・研修会

開催月日	会議等名	開催場所
22. 4. 8	支局長会議	交通会館
4. 16	監事会	〃
5. 13	支局長会議	〃
5. 17	第1回役員会	マリトピア
〃	第65回通常総会	〃
6. 8	支局長会議	交通会館
6. 19	全職員研修会	整備振興会会館
7. 7	支局長会議	交通会館
8. 9	〃	〃
8. 23	第2回役員会	マリトピア
9. 10	支局長会議	交通会館
9. 22	庶務担当職員研修会	〃
10. 7	支局長会議	〃
11. 11	〃	〃
11. 19	整備管理者講習会	トラック会館
12. 8	支局長会議	交通会館
12. 13	第3回役員会	マリトピア
23. 1. 12	支局長会議	〃
2. 10	〃	〃
2. 28	第4回交通安全推進員研修会	トラック会館
3. 7	支局長会議	交通会館
3. 14	第4回役員会	マリトピア
3. 29	緊急支局長会議	交通会館

○ 全自協・九州山口自家協連合会関係

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
22. 5. 21	全自協 第 131-132 回理事会・ 第 60 回通常総会	東 京	会長・専務理事
9. 3	九山自連 通常総会	宮 崎	専務理事
9. 16	全自協 総務・業務合同委員会	東 京	〃
11. 9	全自協 第 133 回理事会	〃	会長・専務理事
23. 1. 21	九山自連 専務理事会	山 口	専務理事
2. 17	全自協 全国専務理事会	東 京	〃

○ 全自共済・西自共済関係会議

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
22. 4. 15	西自共済 支部長会議	福 岡	専務理事
4. 16	西自共済 次長会議	〃	共済課長
5. 25	西自共済 第 1 回理事会	〃	専務理事
6. 15	西自共済 第 38 回通常総代会	〃	〃
9. 14	西自共済 支部長会議	〃	〃
9. 17	西自共済 次長会議	〃	共済課長
11. 12	西自共済 第 3 回理事会	〃	専務理事

○ 関係官庁・他団体主催の会議等

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
22. 4. 6	春の交通安全県民運動(～15日)	県 内	本部・各支局員
4. 12	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	佐 賀	指導員
4. 15	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	神 埼	取締補助員
4. 16	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鹿 島	指導員
4. 22	〃	唐 津	〃
4. 23	市交対協 自転車利用者の早期街頭指導	佐 賀	総務係長
〃	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
4. 28	八和会 例会	〃	専務理事
5. 11	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	唐 津	取締補助員
〃	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
5. 19	〃	唐 津	指導員
〃	佐賀法人会 通常総会	佐 賀	専務理事

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
5. 20	整備振興会 第 59 回通常総会	佐 賀	専務理事
5. 21	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鳥 栖	指導員
〃	県労基協 通常総会	佐 賀	常務理事
5. 25	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
5. 26	県交対協 幹事会	佐 賀	総務係長
6. 1	運輸支局 不正改造車排除運動(～30 日)	〃	
〃	運輸支局 ディーゼル黒煙 クリーン・キャンペーン(～30 日)	〃	
6. 2	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	鳥 栖	取締役補助員
6. 9	職安 公正採用選考人権啓発推進員研修会	佐 賀	常務理事
6. 11	公益法人定例講座	福 岡	経理係員
6. 14	県暴追センター 第 1 回評議員会	佐 賀	専務理事
6. 18	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
6. 23	〃	佐 賀	〃
6. 24	特例民法法人実務研修	福 岡	常務理事
6. 25	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	伊万里	指導員
6. 30	八和会 例会	佐 賀	専務理事
7. 5	市交対協 委員会	〃	総務係長
7. 11	夏の交通安全県民運動(～20 日)	県 内	本部・各支局員
7. 13	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
〃	全公協 移行認可書類作成実務講座	福 岡	常務理事
7. 15	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
7. 16	日交福協 交通事故救命救急法教育講習会	佐 賀	唐津支部次長
7. 22	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	伊万里	取締役補助員
7. 23	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	佐 賀	指導員
7. 24	県交対協 さが交通安全県民フェスタ 2010	〃	専務理事
7. 30	県交対協 幹事会	〃	常務理事
7. 31	市交対協 「栄の国まつり」 交通安全キャンペーン	佐 賀	総務係長
8. 6	県道路愛護協会 通常総会	〃	専務理事
〃	八和会 例会	〃	〃
8. 18	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鳥 栖	指導員
〃	運輸支局 県自動車事故防止推進協議会	佐 賀	専務理事
8. 19	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	武 雄	取締役補助員

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
8. 20	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
8. 23	〃	佐 賀	〃
8. 27	〃	〃	〃
8. 30	市交対協 委員会	〃	常務理事
9. 1	運輸支局 自動車輸送統計調査担当官会議	〃	調査員 9 名
9. 7	県安管 第 34 回県安全運転管理者大会	〃	専務理事
9. 9	県交対協 第 32 回「みんなですすめよう交通安全」啓発キャラバン隊出発式	〃	〃
9. 10	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
9. 14	〃	唐 津	〃
9. 17	〃	佐 賀	〃
9. 21	秋の交通安全県民運動(～30 日)	県 内	本部・各支局員
9. 24	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	佐 賀	指導員
9. 28	市交対協 自転車利用者の街頭指導	〃	総務係長
10. 1	運輸支局 自動車点検整備推進運動(～30 日)	県 内	
〃	運輸支局 ディーゼル黒煙 クリーン・キャンペーン(～30 日)	〃	
10. 6	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	佐 賀	取締役補助員
10. 8	県暴追センター 地域安全・暴力追放県民大会	〃	常務理事ほか 2 名
10. 13	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
〃	県交対協 幹事会	佐 賀	常務理事
10. 14	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
10. 20	八和会 研修会	佐 賀	専務理事
10. 22	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鳥 栖	指導員
10. 28	県警本部 県殉職警察官慰霊祭	佐 賀	専務理事
10. 29	国交省 自動車輸送統計調査員の 国土交通大臣表彰式	東 京	川崎調査員
11. 1	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	佐 賀	指導員
〃	県道愛協 道路愛護等表彰式	〃	会員(黒木建設株)、専務理事
11. 5	運輸支局 県自動車事故防止推進協議会	〃	専務理事
11. 15	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	白 石	取締役補助員
11. 16	市交対協 シートベルト・チャイルドシート 着用キャンペーン	佐 賀	総務係長
11. 17	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
〃	運輸支局 運輸行政懇談会	佐 賀	常務理事

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
11. 25	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
11. 26	〃	鳥 栖	〃
11. 29	〃	佐 賀	〃
12. 7	県交安協 第23回評議員会	〃	専務理事
12. 10	運輸支局 年末年始の輸送安全総点検(～1/10)	県 内	
12. 15	冬の交通安全県民運動(～24日)	〃	本部・各支局員
〃	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	佐 賀	取締役補助員
〃	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
〃	市交対協 交通安全街頭キャンペーン	佐 賀	総務係長
12. 17	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
〃	八和会 例会(引継ぎ)	〃	専務理事
23. 1. 7	県警本部 県警察年頭視閲式	〃	〃
1. 11	県暴追センター 臨時評議員会	〃	〃
1. 14	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
〃	八和会 新春意見交換会	佐 賀	常務理事
1. 19	九電 九州電力エネルギー講演会	〃	専務理事
1. 21	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
1. 29	県警本部 県民と警察のつどい	〃	専務理事
2. 2	県法務課 新公益法人制度に関する個別相談会	〃	常務理事
2. 3	県警本部 立入検査	〃	専務理事・常務理事・ 総務係長・経理係
2. 15	自販連 第47回通常総会	〃	専務理事
2. 25	運輸局 無保険(無共済)車指導員会議	福 岡	指導員2名
3. 18	県交安協 第24回評議員会	佐 賀	専務理事
〃	県交対協 幹事会	〃	常務理事
3. 28	市交対協 委員会	〃	総務係長

# 役 員 名 簿

平成23年5月16日作成

役 名	氏 名	役 名	氏 名
会 長・理 事	宮 島 傳兵衛	理 事	古 賀 醸 治
副会長・理 事	富 崎 一 己	〃	牟 田 正 明
専 務 理 事	花 島 秋 人	〃	前 山 邦 敏
常 務 理 事	川 崎 健 二	〃	山 口 健 一
理 事	黒 木 進	〃	鵜 池 直 之
〃	松 尾 幹 夫	〃	前 田 博 憲
〃	牟 田 勝 輔	〃	増 田 正 弘
〃	福 岡 福 麿	〃	中 野 武 志
〃	村 上 一 憲	〃	西 山 幹 雄
〃	玉 置 元	〃	大 島 弘 三
〃	内 田 健	〃	池 田 秀 夫
〃	円 田 稔	〃	中 西 秀 昭
〃	山 崎 虎 次	〃	田中丸 紘一郎
〃	岸 本 英 雄	監 事	七 田 利 秀
〃	愛 野 克 明	〃	樋 口 倫 彦
〃	山 口 隆 敏	顧 問	山 下 徳 夫
〃	柴 田 政 弘		

## 正 会 員 名 簿

平成23年3月末現在

支部別	市 郡 別	氏名又は名称	員 数	保有台数
本 部 ・ 佐 賀 ・ 神 埼	佐 賀 市 ， 神 埼 市 他	(株)南佐賀自動車学校――ほか	1,058	2,247
鳥 栖	鳥 栖 市 ， 三 養 基 郡 他	(有)鳥栖環境開発センター――ほか	153	596
小 城	小 城 市 ， 多 久 市 他	水田建設(株)――――ほか	451	773
唐 津	唐 津 市 ， 東 松 浦 郡 他	(有)虹の松原自動車学校―ほか	556	812
伊万里	伊万里市, 西松浦郡他	深川製磁(株)――――ほか	284	409
武 雄	武 雄 市 ， 杵 島 郡 (大町町, 江北町) 他	(株)中山鉄工所――――ほか	566	1,074
鹿 島 ・ 白 石	鹿 島 市 ， 嬉 野 市 藤 津 郡 ， 杵 島 郡 ( 白 石 町 ) 他	(株)宮園電工――――ほか	868	1,434
	計		3,936	7,345

## 賛 助 会 員 名 簿

平成23年3月末現在

支部別	市 郡 別	氏名又は名称	員 数	保有台数
佐賀 ・ 神 埼	佐賀市，神埼市他	(株)ダイワ -----ほか	252	252
鳥 栖	鳥栖市，三養基郡他	(株)中嶋土木 -----ほか	418	418
小 城	小城市，多久市他	(有)有田モータース -ほか	107	107
唐 津	唐津市，東松浦郡他	(有)牧原商店 -----ほか	775	775
伊万里	伊万里市，西松浦郡他	(株)優美堂 -----ほか	992	992
武 雄	武雄市，杵島郡 (大町町，江北町)他	みまさか薬局 -----ほか	322	322
鹿島 ・ 白 石	鹿島市，嬉野市 藤津郡，杵島郡 (白石町)他	土井自動車 -----ほか	363	364
計			3,229	3,230

# 収 支 計 算 書

自 平成22年 4月 1日  
至 平成23年 3月31日

## I 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額					収 益 事 業	合 計 額	差 異	備 考
		公 益 事 業				計				
		一般事業	車庫調査事業	駐車監視業務	計					
1. 会費収入	31,700,000	26,610,500	0	0	26,610,500	0	26,610,500	△ 5,089,500		
正会員										
平等割	6,657,000	5,904,000	0	0	5,904,000	0	5,904,000	△ 753,000	1,500円×3,936人	
車両割	12,680,000	11,019,000	0	0	11,019,000	0	11,019,000	△ 1,661,000	1,500円×7,346台	
賛助会員	12,363,000	9,687,500	0	0	9,687,500	0	9,687,500	△ 2,675,500	3,000円×3,229人	
2. 負担金収入	18,000,000	3,903,636	0	0	3,903,636	13,584,914	17,488,550	△ 511,450		
負担金収入	18,000,000	3,903,636	0	0	3,903,636	13,584,914	17,488,550	△ 511,450	レンタカー協会・協同組合登録代行所の負担金収入	
3. 雑収入	4,410,000	2,690,344	352,076	812	3,043,232	2,170,060	5,213,292	803,292		
受取利息・配当	110,000	7,223	97	0	7,320	7,253	14,573	△ 95,427		
雑収入	4,300,000	2,683,121	351,979	812	3,035,912	2,162,807	5,198,719	898,719		
4. 特定預金取崩収入	0	69,525	75,864	31,560	176,949	139,687	316,636	316,636		
役員退職積立預金取崩収入	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別積立金取崩収入	0	0	0	0	0	0	0	0		
保険積立金取崩収入	0	69,525	75,864	31,560	176,949	139,687	316,636	316,636		

5. 特別会計 繰入金収入		126,600,000	6,410,631	46,164,652	0	52,575,283	66,153,950	118,729,233	△ 7,870,767	
	放置駐車確認 手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	
	車庫調査 手数料	45,000,000	0	46,164,652	0	46,164,652	0	46,164,652	1,164,652	45,266件
	整備管理者 講習会手数料	100,000	98,000	0	0	98,000	0	98,000	△ 2,000	2,000円×49人
	自動車保険・ 共済手数料	74,000,000	0	0	0	0	66,153,950	66,153,950	△ 7,846,050	共済契約手数料 その他手数料
	証・印紙売捌 手数料	7,500,000	6,312,631	0	0	6,312,631	0	6,312,631	△ 1,187,369	証紙売捌手数料 その他手数料
6. 別会計 繰入金収入		0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	
	一般事業収入	0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	
	車庫調査事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期収入合計	180,710,000	41,684,636	46,592,592	32,372	88,309,600	82,048,611	170,358,211	△ 10,351,789		
収入合計	180,710,000	41,684,636	46,592,592	32,372	88,309,600	82,048,611	170,358,211	△ 10,351,789		

《注》「差異」欄の△印は、決算額が予算額より少ないことを示す。

Ⅱ 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額				収益事業	合 計 額	差 異	備 考
		公 益 事 業							
		一般事業	車庫調査事業	駐車監視業務	計				
I 事業費	153,340,000	37,659,472	44,338,174	55,658	82,053,304	63,282,637	145,335,941	△ 8,004,059	
1 給 料	65,000,000	15,566,663	17,433,883	0	33,000,546	31,706,410	64,706,956	△ 293,044	
2 手 当	31,000,000	7,984,538	12,173,782	0	20,158,320	5,455,305	25,613,625	△ 5,386,375	
3 退 職 金	300,000	85,806	94,581	0	180,387	173,313	353,700	53,700	
4 福 利 厚 生 費	4,000,000	963,064	1,061,285	0	2,024,349	1,577,136	3,601,485	△ 398,515	
5 法 定 福 利 費	15,950,000	3,999,654	4,482,023	0	8,481,677	6,910,032	15,391,709	△ 558,291	
6 会 議 費	1,500,000	322,860	352,200	0	675,060	648,586	1,323,646	△ 176,354	
7 旅 費 交 通 費	980,000	197,003	134,296	0	331,299	243,939	575,238	△ 404,762	
8 通 信 運 搬 費	1,880,000	534,807	462,055	0	996,862	893,348	1,890,210	10,210	
9 消 耗 什 器 備 品 費	100,000	3,231	3,501	0	6,732	19,069	25,801	△ 74,199	
10 消 耗 品 費	4,600,000	1,153,834	1,119,350	0	2,273,184	2,184,426	4,457,610	△ 142,390	
11 修 繕 費	200,000	5,342	6,118	0	11,460	11,010	22,470	△ 177,530	
12 印 刷 製 本 費	500,000	74,031	134,234	0	208,265	36,100	244,365	△ 255,635	
13 燃 料 費	120,000	15,489	17,114	15,908	48,511	31,324	79,835	△ 40,165	
14 光 熱 水 料 費	1,300,000	303,030	339,451	0	642,481	616,525	1,259,006	△ 40,994	
15 賃 借 料	9,240,000	2,228,347	2,467,509	36,750	4,732,606	4,469,583	9,202,189	△ 37,811	

1 6 保 險 料	120,000	30,302	34,425	0	64,727	62,189	126,916	6,916	
1 7 租 稅 公 課	8,700,000	111,628	3,207,298	0	3,318,926	5,620,634	8,939,560	239,560	
1 8 研 修 費	700,000	151,888	171,813	0	323,701	311,007	634,708	△ 65,292	
1 9 助 成 金 支 出	450,000	473,000	0	0	473,000	0	473,000	23,000	
2 0 交 通 安 全 對 策 費	2,000,000	379,985	411,482	0	791,467	759,614	1,551,081	△ 448,919	
2 1 廣 報 宣 傳 費	300,000	19,921	4,177	0	24,098	23,152	47,250	△ 252,750	
2 2 支 払 負 担 金	1,200,000	1,119,472	0	0	1,119,472	0	1,119,472	△ 80,528	
2 3 支 払 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 4 雜 費	3,200,000	1,935,577	227,597	3,000	2,166,174	1,529,935	3,696,109	496,109	
<b>Ⅱ 管 理 費</b>	7,500,000	1,908,143	1,911,867	0	3,820,010	3,405,093	7,225,103	△ 274,897	
1 役 員 報 酬	5,040,000	1,212,372	1,358,028	0	2,570,400	2,469,600	5,040,000	0	
2 退 職 金	300,000	51,408	55,692	0	107,100	102,900	210,000	△ 90,000	
3 福 利 厚 生 費	10,000	1,904	2,063	0	3,967	2,873	6,840	△ 3,160	
4 法 定 福 利 費	705,000	189,624	212,598	0	402,222	329,010	731,232	26,232	
5 會 議 費	50,000	6,586	7,185	0	13,771	13,231	27,002	△ 22,998	
6 旅 費 交 通 費	20,000	3,732	4,142	0	7,874	7,555	15,429	△ 4,571	
7 通 信 運 搬 費	40,000	3,436	2,677	0	6,113	4,871	10,984	△ 29,016	

8 消耗什器備品費	5,000	29	32	0	61	58	119	△ 4,881	
9 消耗品費	100,000	15,249	17,053	0	32,302	31,026	63,328	△ 36,672	
10 修繕費	7,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,000	
11 印刷製本費	10,000	577	646	0	1,223	1,173	2,396	△ 7,604	
12 光熱水料費	30,000	3,226	3,614	0	6,840	6,560	13,400	△ 16,600	
13 賃借料	200,000	50,277	56,047	0	106,324	102,157	208,481	8,481	
14 保險料	3,000	379	434	0	813	781	1,594	△ 1,406	
15 諸謝金	120,000	28,152	33,048	0	61,200	58,800	120,000	0	
16 支払負擔金	240,000	181,000	0	0	181,000	0	181,000	△ 59,000	
17 新聞図書費	300,000	56,668	93,801	0	150,469	110,190	260,659	△ 39,341	
18 涉外交際費	150,000	28,372	32,370	0	60,742	66,382	127,124	△ 22,876	
19 表彰費	150,000	46,436	1,326	0	47,762	37,874	85,636	△ 64,364	
20 雜費	20,000	3,874	4,198	0	8,072	10,327	18,399	△ 1,601	
21 退職積立金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 保險積立金支出	0	24,842	26,913	0	51,755	49,725	101,480	101,480	

Ⅲ 固定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 建物・車両・備品	0	0	0	0	0	0	0	0	
Ⅳ 繰入金支出	19,270,000	2,865,338	0	0	2,865,338	16,699,212	19,564,550	294,550	
1 整備管理者講習会費	70,000	36,535	0	0	36,535	0	36,535	△ 33,465	
2 自動車保険・共済諸費	16,000,000	0	0	0	0	14,699,212	14,699,212	△ 1,300,788	
3 証・印紙売捌諸費	3,200,000	2,828,803	0	0	2,828,803	0	2,828,803	△ 371,197	
4 一般事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 車庫調査事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 収益事業支出	0	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
Ⅴ 予備費	600,000	0	0	0	0	0	0	△ 600,000	
当期支出合計	180,710,000	42,432,953	46,250,041	55,658	88,738,652	83,386,942	172,125,594	△ 8,584,406	
当期収支差額	0	△ 748,317	342,551	△ 23,286	△ 429,052	△ 1,338,331	△ 1,767,383	△ 1,767,383	
前期繰越収支差額	10,665,839	2,931,369	2,862,005	1,914,675	7,708,049	19,924,212	27,632,261	16,966,422	
繰越収支差額	10,665,839	2,183,052	3,204,556	1,891,389	7,278,997	18,585,881	25,864,878	15,199,039	

《注》「差異」欄の△印は、決算額が予算額より少ないことを示す。

## 収支計算書に対する注記

### 1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、印紙・切手類、証紙、預り金、借入金及び未払金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。

### 3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金	1,043,115	800,091
普通預金 佐銀 10149	2,100,376	1,306,527
普通預金 佐銀 10183	1,500,000	0
普通預金 佐銀 27941	10,294,335	6,871,437
普通預金 佐銀 44177	2,489,407	2,163,925
普通預金 佐銀 10150	12,294	23,843
普通預金 佐銀 79673	1,931,198	3,011,123
普通預金 佐銀 66658	50,000	0
普通預金 佐銀 87073	2,000,000	3,550,000
定期預金	0	0
郵便貯金	1,249,052	1,399,967
郵便振替預金 福岡	5,337,184	7,362,634
郵便振替預金 長崎	0	0
未収金	646,800	0
印紙・切手類 印紙	351,500	540,100
印紙・切手類 切手	193,540	182,420
印紙・切手類 葉書	50	50
証紙	11,000,000	6,000,000
小計	40,198,851	33,212,117
未払金	0	0
預り金	66,590	47,239
銀行借入金	11,000,000	6,000,000
未払消費税	1,500,000	1,300,000
小計	12,566,590	7,347,239
次期繰越収支差額	27,632,261	25,864,878

# 正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

① 増加の部

(単位:円)

科	目	当年度	前年度	増 減	
I 会 費 収 入		26,610,500	26,721,000	△ 110,500	
	正 会 員	平 等 割	5,904,000	5,547,000	357,000
		車 両 割	11,019,000	10,737,000	282,000
		賛 助 会 員	9,687,500	10,437,000	△ 749,500
II 特定預金取崩収入		0	3,500,000	△ 3,500,000	
	役員退職積立金 取 崩 収 入	0	1,500,000	△ 1,500,000	
	特 別 積 立 金 取 崩 収 入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
III 負 担 金 収 入		17,488,550	17,928,085	△ 439,535	
	負 担 金 収 入	17,488,550	17,928,085	△ 439,535	
IV 雑 収 入		5,213,292	4,809,138	404,154	
	受取利息・配当	14,573	102,697	△ 88,124	
	雑 収 入	5,198,719	4,706,441	492,278	
V 特別会計繰入金収入		118,729,233	135,700,982	△ 16,971,749	
	放 置 駐 車 確 認 手 数 料	0	7,056,000	△ 7,056,000	
	車庫調査手数料	46,164,652	54,035,620	△ 7,870,968	
	整 備 管 理 者 講 習 会 手 数 料	98,000	62,000	36,000	
	自 動 車 保 険 ・ 共 済 手 数 料	66,153,950	67,354,359	△ 1,200,409	
	証 ・ 印 紙 売 捌 手 数 料	6,312,631	7,193,003	△ 880,372	
VI 別会計繰入金収入		2,000,000	2,000,000	0	
	一 般 事 業 収 入	2,000,000	2,000,000	0	
	車庫調査事業収入	0	0	0	
	収 益 事 業 収 入	0	0	0	
増 加 の 部 計		170,041,575	190,659,205	△ 20,617,630	

## ② 減少の部2-1

(単位:円)

科	目	当年度	前年度	増 減
I 事業費		145,335,941	156,521,291	△ 11,185,350
	1 給料	64,706,956	66,201,253	△ 1,494,297
	2 手当	25,613,625	31,625,839	△ 6,012,214
	3 退職金	353,700	457,968	△ 104,268
	4 福利厚生費	3,601,485	4,728,539	△ 1,127,054
	5 法定福利費	15,391,709	14,723,243	668,466
	6 会議費	1,323,646	1,407,896	△ 84,250
	7 旅費交通費	575,238	722,103	△ 146,865
	8 通信運搬費	1,890,210	1,805,227	84,983
	9 消耗什器備品費	25,801	10,507	15,294
	10 消耗品費	4,457,610	4,457,261	349
	11 修繕費	22,470	150,634	△ 128,164
	12 印刷製本費	244,365	104,117	140,248
	13 燃料費	79,835	259,721	△ 179,886
	14 光熱水料費	1,259,006	1,307,365	△ 48,359
	15 賃貸料	9,202,189	9,632,689	△ 430,500
	16 保険料	126,916	102,402	24,514
	17 租税公課	8,939,560	11,243,960	△ 2,304,400
	18 研修費	634,708	795,345	△ 160,637
	19 助成金支出	473,000	443,000	30,000
	20 交通安全対策費	1,551,081	1,770,175	△ 219,094
	21 広報宣伝費	47,250	15,750	31,500
	22 支払利息	0	45,736	△ 45,736
	23 支払負担金	1,119,472	1,320,100	△ 200,628
24 雑費	3,696,109	3,190,461	505,648	
II 管理費		7,504,070	10,976,771	△ 3,472,701
	1 役員報酬	5,040,000	5,040,000	0
	2 退職金	210,000	0	210,000
	3 福利厚生費	6,840	6,840	0
	4 法定福利費	731,232	703,356	27,876
5 会議費	27,002	28,732	△ 1,730	

## ② 減少の部2-2

(単位:円)

科	目	当年度	前年度	増 減
	6 旅 費 交 通 費	15,429	13,484	1,945
	7 通 信 運 搬 費	10,984	36,379	△ 25,395
	8 消 耗 什 器 備 品 費	119	213	△ 94
	9 消 耗 品 費	63,328	83,782	△ 20,454
	10 修 繕 費	0	2,256	△ 2,256
	11 印 刷 製 本 費	2,396	1,918	478
	12 光 熱 水 料 費	13,400	26,509	△ 13,109
	13 賃 借 料	208,481	186,481	22,000
	14 保 険 料	1,594	2,088	△ 494
	15 諸 謝 金	120,000	120,000	0
	16 支 払 負 担 金	181,000	236,000	△ 55,000
	17 新 聞 図 書 費	260,659	343,569	△ 82,910
	18 渉 外 交 際 費	127,124	101,777	25,347
	19 表 彰 費	85,636	106,190	△ 20,554
	20 雑 費	18,399	18,188	211
	21 減 価 償 却 費	380,447	419,009	△ 38,562
	22 固 定 資 産 除 却 損	0	0	0
	23 退 職 積 立 金	0	3,500,000	△ 3,500,000
	24 役 員 退 職 積 立 金	0	0	0
	25 特 別 積 立 金	0	0	0
Ⅲ 繰 入 金 支 出		19,564,550	20,208,944	△ 644,394
	1 整 備 管 理 者 講 習 会 費	36,535	61,570	△ 25,035
	2 自 動 車 保 険 費 ・ 共 済 諸 費	14,699,212	14,833,394	△ 134,182
	3 証 ・ 印 紙 売 捌 諸 費	2,828,803	3,313,980	△ 485,177
	4 一 般 事 業 支 出	0	0	0
	5 車 庫 事 業 支 出	0	0	0
	6 収 益 事 業 支 出	2,000,000	2,000,000	0
減 少 の 部 合 計		172,404,561	187,707,006	△ 15,302,445
Ⅳ 当 期 正 味 財 産 増 加 額		△ 2,362,986	2,952,199	△ 5,315,185
Ⅴ 正 味 財 産 期 首 残 高		33,896,842	30,944,643	2,952,199
正 味 財 産 期 末 残 高		31,533,856	33,896,842	△ 2,362,986

# 貸 借 対 照 表

平成23年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金	800,091	1,043,115	△ 243,024
銀行預金	16,926,855	20,377,610	△ 3,450,755
郵便貯金	1,399,967	1,249,052	150,915
郵便振替預金	7,362,634	5,337,184	2,025,450
未収金	0	646,800	△ 646,800
立替金	0	0	0
印紙・切手類	722,570	545,090	177,480
証紙資金	6,000,000	11,000,000	△ 5,000,000
保証金	0	0	0
<b>流動資産合計</b>	<b>33,212,117</b>	<b>40,198,851</b>	<b>△ 6,986,734</b>
<b>2 固定資産</b>			
建物付属設備	1,808,854	2,007,604	△ 198,750
器具備品	94,731	166,042	△ 71,311
車両運搬具	93,085	123,671	△ 30,586
電話加入権	1,016,000	1,016,000	0
借地権	206,000	206,000	0
出資金	10,000	10,000	0
保険積立金	1,021,678	1,236,834	△ 215,156
西日本共済出資金	1,400,000	1,400,000	0
ソフトウェア	6,650	86,450	△ 79,800
リサイクル預託金	11,980	11,980	0
<b>固定資産合計</b>	<b>5,668,978</b>	<b>6,264,581</b>	<b>△ 595,603</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>38,881,095</b>	<b>46,463,432</b>	<b>△ 7,582,337</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
銀行借入金	6,000,000	11,000,000	△ 5,000,000
未払消費税	1,300,000	1,500,000	△ 200,000
預り金	47,239	66,590	△ 19,351
<b>流動負債合計</b>	<b>7,347,239</b>	<b>12,566,590</b>	<b>△ 5,219,351</b>
<b>2 固定負債</b>			
	0	0	0
<b>負債の部合計</b>	<b>7,347,239</b>	<b>12,566,590</b>	<b>△ 5,219,351</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1 一般正味財産</b>			
特 有 資 本	0	18,848,528	△ 18,848,528
特別積立金	0	0	0
役員退職積立金	0	0	0
退職積立金	3,550,000	3,500,000	50,000
一般正味財産期末残高	27,983,856	11,548,314	16,435,542
<b>正味財産の部合計</b>	<b>31,533,856</b>	<b>33,896,842</b>	<b>△ 2,362,986</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>38,881,095</b>	<b>46,463,432</b>	<b>△ 7,582,337</b>

脚注      銀行借入金      限度額：3500万      利率：2.95%

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

(有形固定資産)

減価償却の方法は定率法で行っている。

(無形固定資産)

減価償却の方法は定額法で行っている。なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づき定額法による。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によって処理している。

### 3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産	0	0	0	0
電話加入権	1,016,000	0	0	1,016,000
出資金	10,000	0	0	10,000
保険積立金	1,236,834	0	215,156	1,021,678
西日本共済出資金	1,400,000	0	0	1,400,000
リサイクル預託金	11,980	0	0	11,980
小 計	3,674,814	0	215,156	3,459,658
合 計	3,674,814	0	215,156	3,459,658

### 4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産	0	( 0)	( 0)	( 0)
小 計	0	( 0)	( 0)	( 0)
特定資産	0	( 0)	( 0)	( 0)
電話加入権	1,016,000	( 0)	( 1,016,000)	( 0)
出資金	10,000	( 0)	( 10,000)	( 0)
保険積立金	1,021,678	( 0)	( 1,021,678)	( 0)
西日本共済出資金	1,400,000	( 0)	( 1,400,000)	( 0)
リサイクル預託金	11,980	( 0)	( 11,980)	( 0)
小 計	3,459,658	( 0)	( 3,459,658)	( 0)
合 計	3,459,658	( 0)	( 3,459,658)	( 0)

### 6. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	10,284,550	8,475,696	1,808,854
車両運搬具	3,213,350	3,120,265	93,085
器具備品	8,786,885	8,692,154	94,731
ソフトウェア	399,000	392,350	6,650
合 計	22,683,785	20,680,465	2,003,320

# 財 産 目 録

平成23年3月31日現在

(資産の部)

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額
現 金		800,091
普 通 預 金		16,926,855
	佐銀高木瀬支店 No.1010149	1,306,527
	同 上 No.1010150	23,843
	同 上 No.1327941	6,871,437
	同 上 No.1079673	3,011,123
	退職引当預金 同 上 No.1287073	3,550,000
	同 上 No.1344177	2,163,925
	同 上 No.1010183	0
	同 上 No.1066658	0
郵 便 貯 金		1,399,967
振 替 貯 金	郵便振替受払通知書	7,362,634
印 紙 ・ 切 手 類	在 庫 ≪ 印紙 540,100 切手類 182,470 ≫	722,570
証 紙	在 庫	6,000,000
出 資 金		1,410,000
	西日本共済(協) No.000008	100,000
	同 上 No.000009	100,000
	同 上 No.000010	100,000
	同 上 No.000012	100,000
	同 上 No.000201 ~ No.000210	1,000,000
	佐賀県自家用自動車(協) No.0381	10,000
建 物	伊万里、佐賀支部事務所	1,808,854
什 器 備 品	冷暖房機等	94,731
車 両 運 搬 具	普通乗用自動車1台	93,085
電 話 加 入 権	16回線	1,016,000
借 地 権	借 地 (伊万里市二里町八谷搦1185-2)	206,000
ソ フ ト ウ ェ ア	会計ソフト	6,650
保 険 積 立 金	第一生命 養老保険	1,021,678
リ サ イ ク ル 預 託 金	協会車 1台分	11,980
合	計	38,881,095

(負債の部)

(単位：円)

科目	摘要	金額
借入金	佐銀高木瀬支店 証紙仕入資金 限度額 3500万 利率 2.95% 借入期間 2年	6,000,000
預り金	退職者 社会保険料、住民税	47,239
未払消費税	平成22年度確定申告消費税	1,300,000
	合 計	7,347,239

差引正味財産

31,533,856 円

## 平成23年度事業計画

我が国の経済情勢は、エコ対策効果の反動により個人消費は減少傾向にあるものの、アジアを中心とした輸出や自動車生産の持ち直しを足がかりに、鉱工業生産・設備投資・雇用等において、緩やかながらも回復の兆しが見え始めたとみられるが、回復の要因が輸出主導で、内需低迷からの脱却には至らず、先行き不透明感は払拭されていない状況下にある。

特に、当協会と密接な関係にある自動車業界では若年層の車離れ等により新車の販売台数や登録台数が伸び悩んでいた中、平成21年4月から3カ年の予定で実施されているエコカー減税と同年6月からの環境対応車の新車購入補助金制度で登録自動車の販売増が大きく見られたところである。

ただ、新車購入補助金制度が当初は平成22年9月末までの予定が、9月初旬の申請分で終了、予期されたこととはいえ、同月からその新車販売にブレーキがかかり、特に、10月以降は大幅な反動減となり、こうした情勢は県内においても例外でなく、新車の新規登録件数の減少に歯止めがかからず、更には本年3月11日に発生した東日本大震災の影響も考えられ、当協会の主要事業である自動車保管場所調査事業にとって前年度以上に厳しい情勢となることが見込まれる。

平成23年度においては、協会を取り巻く厳しい現状を深く認識し、より一層のディーラーやユーザー各位のニーズに応えられるよう「誠実」「親切」「迅速・適正」をモットーに、更には、このような情勢を乗り越え安定的な事業基盤を確立するため、引き続き職員の意識改革や業務の効率化、適正化のほか経費の節減等事業運営に努める必要がある。

一方、平成22年中の県内の交通事故情勢を対前年比でみた場合、発生件数9,038件(+490件)、死者数58名(+21名)、負傷者数11,976名(+538名)といずれも増加し、特に死亡事故件数、死者数は前年比56.8%の増加率で全国ワーストワンとなった。

なかでも65歳以上の高齢者が34名犠牲(全体死者数の58.6%)となっている状況にあり、今後とも引き続き「高齢者を事故から守る交通安全活動」を中心に関係機関、団体と連携のもと積極的に展開していく必要がある。

このほか、平成20年12月1日に施行された「公益法人制度改革関連法案」(関連3法)に基づき、社団法人 佐賀県自家用自動車協会は、自動的に特例民法法人としての身分を有し、施行から5年以内(平成25年11月30日)に公益社団法人又は一般社団法人への移行のための認定又は認可申請を行う必要がある。

これに伴い、昨22年5月開催の「第65回通常総会」において当協会の事業形態など総合的な見地から「非営利型の一般社団法人」への移行を目指して諸準備を進めることの承認を受け、平成24年度での移行申請に向け今年度は重点的にその作業を進めていく必要がある。

特に、現在の公益活動については、主務官庁である佐賀運輸支局、佐賀県、佐賀県警察本部からの指導を受けながら、関係諸団体との連携を強め、自動車交通の秩序を守り、交通事故を防止するための交通安全対策等諸活動や、地域の安全・安心を確保するための施策を推進し、公益法人としての社会的使命を果たすよう努めていく。

このような観点のもとに行う本年度の事業計画の概要は次のとおりである。

## 1 協会運営の基本方針

### (1) 自家用自動車の健全な発展に寄与する

運輸支局、県、県警察、関係機関並びに自家用自動車協会会員相互の緊密な連携のもと、交通安全思想の普及高揚と交通安全対策の推進に努め、自家用自動車の健全な発展に寄与する。

### (2) 会員及び利用者の信頼に応える

協会会員に対するサービスの向上と自動車共済事業、自動車の登録、届出に関する業務並びに各種業務の充実強化に努め、会員及び関係者のニーズと信頼に応え、併せて会員の拡大に努めるとともに、社会の変革に的確に対応した運営を目指す。

### (3) 職員の信条と資質の向上

職員は常に会員に奉仕することを自覚するとともに、誠実かつ懇切丁寧を旨とし、迅速適正な業務の推進に努めることを基本とし、職員個々の資質の向上を図るため研修会等実践教養を推進するほか、士気高揚のため職員の表彰、功労を顕彰する。

## 2 事業別運営方針

### (1) 自家用自動車の交通安全対策の推進

- ① 国をはじめ、運輸支局、県、県警察で推進される交通安全のための諸施策に全面的に協働行動をとるほか、各種の交通安全運動に総力を挙げて参画し交通安全思想の普及高揚に努める。

特に、平成20年1月に委嘱した「県自家用自動車協会 交通安全推進員」と協会本部・各支部職員が連携し、各季に実施される交通安全運動期間中を中心に街頭活動を積極的に推進するほか、関係機関・団体と連携し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、安全で住みよい街づくりに貢献する。

- ② 現下の交通事故情勢に即し、協会本部、各支部事務所前に通年で「交通安全のぼり旗」(高齢者と子供を交通事故から守ろう)を掲出するほか、協会の各事業活動を通じて交通安全広報啓発用チラシ等を適宜作成配布するなど協会独自の活動を推進し交通事故防止に寄与する。

なお、本年度以降はこれら交通安全対策(活動)をより重点的に、かつ、新たな事業として取組んでいくこととする。

### (2) 自動車の保管場所現地調査業務等の適正な運用

- ① 「自動車の保管場所現地調査業務」については、法の趣旨並びに委託の内容を踏まえて適正な運用に努める。
- ② 特に、受託業務の完遂のため関係諸法令を常に厳守し、迅速かつ公正な現地調査業務等事務処理を行うほか、現地調査業務等の能力向上及び処理業務の適正・効率化等を図るために主務官庁である県警交通部の指導を受けるほか、各警察署との連携強化に努める。

### (3) 整備管理者講習の継続的な実施

整備管理者講習については、平成15年の法改正により白ナンバー車両に関して法的義務がなくなり年毎に受講者が減少傾向にあるものの、整備管理者の輸送秩序の確立と、近年のいわゆるエコカーに関する構造上の知識向上等を含めた交通事故防止対策に果たすべき役割を再認識してもらうためにも、運輸支局、県警察の指導・

協力を得て引き続き講習を継続していく。

#### (4) 運輸行政協力業務

##### ① 無保険(無共済)車の街頭指導業務

自賠責・無保険車の街頭指導業務については、九州運輸局長から委嘱を受けた街頭指導員により、計画に基づき効果的な業務の推進に努める。

##### ② 街頭検査補助業務

運輸支局で計画的に実施される各地域での点検整備の啓発、整備不良車の取り締まりを目的とした街頭検査には同支局から任用された当該職員が取締補助員として積極的に参加協力する。

#### (5) 交通事故相談業務と共済保険対策

交通事故に関する相談業務については、西日本自動車共済協同組合の事故調査員と協力して、共済契約者に限定することなく、その他一般県民からの相談に対しても交通安全対策の観点から積極的に対応することとし、その対応に当たっては、誠実かつ適切に推進する。

また、無保険(無共済)車の街頭指導活動及び自動車共済事業を通じて自賠責保険の加入促進を積極的に図る。

#### (6) 証紙売捌き取扱い業務

自動車税に係る証紙の売捌き取扱業務については、県税事務所の指導の下に佐賀県軽自動車協会と綿密な連絡をとり、迅速、適正かつ円滑な業務を推進する。

#### (7) 西日本自動車共済事業

組合員相互扶助の理念に基づく顧客サービスに徹し、新規市場の開拓と継続契約の保全を重要課題としてとらえ、県支部の年間目標達成に向けて努力する。

また、事業基盤の拡充強化を図るため、広報活動を推進するほか、定期的に担当職員に対する実践的な教養を実施し知識・技能の向上を図り、正確かつ円滑な共済業務の実現に努める。

## (8) 自動車登録事務の相談・指導(登録)業務

ユーザー等のニーズを的確にとらえ、これに対応した業務の改善を図るとともに、親切丁寧、スピーディなサービスに努め、取扱量の拡大を目指し、更に事務能力を高め信頼性を確保する。

## (9) その他

### ① 佐賀県自家用自動車協同組合に対する協力

事務委託を受けている佐賀県自家用自動車協同組合の業務運営については、事業拡大を図るとともに適正な業務管理に努める。

### ② 全国自家用自動車協会等との連携強化

時代の変遷、要請に応じ、協会組織及び運営の一層の強化を目指すため、全国自家用自動車協会及び九州・山口自家用自動車協会連合会と緊密な連携を図り、経営基盤確立のための各種事業の将来を展望した検討を重ねるほか、両連合会等団体が実施する各種の事業に対し積極的に参加・協力する。

# 収 支 予 算 書

自 平成23年 4月 1日  
至 平成24年 3月31日

## I 収 入 の 部

(単位:円)

区 分 科 目		予 算 額										合 計	前年度予算	増 減	
		実施事業等会計				その他事業会計					法人会計				内部取引
		交通安全対策事業	車庫調査事業	共 通	小 計	証・印紙光割等事業	共済事業	その他事業	共 通	小 計					
1. 会 費 収 入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,700,000	0	31,700,000	31,700,000	0
正 会 員	平 等 割				0					0	6,685,000		6,685,000	6,657,000	28,000
	車 両 割				0					0	12,735,000		12,735,000	12,680,000	55,000
賛 助 会 員					0					0	12,280,000		12,280,000	12,363,000	△ 83,000
2. 事 業 収 入		150,000	39,600,000	0	39,750,000	6,800,000	74,000,000	0	0	80,800,000	0	0	120,550,000	126,600,000	△ 6,050,000
手 数 料 収 入		150,000	39,600,000		39,750,000	6,800,000	74,000,000			80,800,000			120,550,000	126,600,000	△ 6,050,000
3. 負 担 金 収 入		0	0	0	0	0	0	0	18,000,000	18,000,000	0	0	18,000,000	18,000,000	0
負 担 金 収 入					0	0	0		18,000,000	18,000,000			18,000,000	18,000,000	0
4. 雑 収 入		0	0	0	0	0	0	0	1,420,000	1,420,000	0	0	1,420,000	4,410,000	△ 2,990,000
受 取 利 息 ・ 配 当					0	0	0		20,000	20,000			20,000	110,000	△ 90,000
雑 収 入					0	0	0		1,400,000	1,400,000			1,400,000	4,300,000	△ 2,900,000
5. 特 定 預 金 取 崩 収 入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保 険 積 立 金 取 崩 収 入					0								0		0
退 職 積 立 金 取 崩 収 入					0								0		0
6. 繰 入 金 収 入		0	0	11,765,000	11,765,000	0	0	0	17,865,000	17,865,000	0	0	29,630,000	0	29,630,000
繰 入 金 収 入				11,765,000	11,765,000				17,865,000	17,865,000			29,630,000		29,630,000
当 期 収 入 合 計		150,000	39,600,000	11,765,000	51,515,000	6,800,000	74,000,000	0	37,285,000	118,085,000	31,700,000	0	201,300,000	180,710,000	20,590,000

《注》前年度の「増減」欄において、△印は本年度予算額が前年度予算額より減少したことを示す。

(171,670,000)

## Ⅱ 支出の部

(単位：円)

区 分 科 目	予 算 額											合 計	前年度予算額	増 減
	実施事業等会計				その他事業会計				法人会計	内部取引				
	交通安全対策事業	車庫調査事業	共 通	小 計	証・印紙売捌等事業	共済事業	その他事業	共 通			小 計			
I 事業費	9,080,000	39,565,000	2,520,000	51,165,000	3,000,000	15,000,000	0	99,695,000	117,695,000	0	0	168,860,000	177,710,000	△ 8,850,000
1 役員報酬			2,520,000	2,520,000				2,520,000	2,520,000			5,040,000	5,040,000	0
2 給料手当	4,000,000	25,500,000		29,500,000				59,500,000	59,500,000			89,000,000	96,000,000	△ 7,000,000
3 共済手当				0		15,000,000			15,000,000			15,000,000	16,000,000	△ 1,000,000
4 退職金				0					0			0	300,000	△ 300,000
5 福利厚生費	160,000	980,000		1,140,000				2,660,000	2,660,000			3,800,000	4,010,000	△ 210,000
6 法定福利費	680,000	4,220,000		4,900,000				11,500,000	11,500,000			16,400,000	16,655,000	△ 255,000
7 旅費交通費				0				900,000	900,000			900,000	1,000,000	△ 100,000
8 通信運搬費	480,000	480,000		960,000				960,000	960,000			1,920,000	1,920,000	0
9 消耗什器備品費		50,000		50,000				50,000	50,000			100,000	105,000	△ 5,000
10 消耗品費	900,000	1,350,000		2,250,000				2,250,000	2,250,000			4,500,000	4,700,000	△ 200,000
11 修繕費		150,000		150,000				150,000	150,000			300,000	207,000	93,000
12 印刷製本費		250,000		250,000				250,000	250,000			500,000	510,000	△ 10,000
13 燃料費		20,000		20,000				80,000	80,000			100,000	120,000	△ 20,000
14 光熱水料費	165,000	500,000		665,000				665,000	665,000			1,330,000	1,330,000	0
15 賃借料	1,000,000	2,776,000		3,776,000				5,664,000	5,664,000			9,440,000	9,440,000	0
16 保険料		14,000		14,000				126,000	126,000			140,000	123,000	17,000
17 租税公課		3,200,000		3,200,000				4,800,000	4,800,000			8,000,000	8,700,000	△ 700,000
18 研修費	120,000			120,000				150,000	150,000			270,000	220,000	50,000
19 助成金支出				0					0			0	450,000	△ 450,000
20 広報宣伝費	1,500,000			1,500,000				1,500,000	1,500,000			3,000,000	2,300,000	700,000

21 支 払 負 担 金				0				1,400,000	1,400,000			1,400,000	1,440,000	△ 40,000
22 諸 謝 金				0				120,000	120,000			120,000	120,000	0
23 新 聞 図 書 費	75,000	75,000		150,000				150,000	150,000			300,000	300,000	0
24 渉 外 交 際 費				0				150,000	150,000			150,000	150,000	0
25 表 彰 費				0				150,000	150,000			150,000	150,000	0
26 支 払 手 数 料				0	3,000,000				3,000,000			3,000,000	3,200,000	△ 200,000
27 雑 費				0				4,000,000	4,000,000			4,000,000	3,220,000	780,000
II 管 理 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,070,000	0	2,070,000	2,400,000	△ 330,000
1 退 職 金				0					0			0	300,000	△ 300,000
2 旅 費 交 通 費				0					0	520,000		520,000	550,000	△ 30,000
3 会 議 費				0					0	1,550,000		1,550,000	1,550,000	0
III 固 定 資 産 取 得 支 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 建 物 ・ 車 両 ・ 備 品				0					0			0		0
				0					0			0		0
IV 繰 入 金 支 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,630,000	0	29,630,000	0	29,630,000
1 繰 入 金 支 出	0			0	0	0			0	29,630,000		29,630,000	0	29,630,000
V 予 備 費			350,000	350,000				390,000	390,000			740,000	600,000	140,000
当 期 支 出 合 計	9,080,000	39,565,000	2,870,000	51,515,000	3,000,000	15,000,000	0	100,085,000	118,085,000	31,700,000	0	201,300,000	180,710,000	20,590,000
当 期 収 支 差 額	△ 8,930,000	35,000	8,895,000	0	3,800,000	59,000,000	0	△ 62,800,000	0	0	0	0	0	
前 期 繰 越 収 支 差 額				0					0	25,864,878		25,864,878	10,665,839	
次 期 繰 越 収 支 差 額	△ 8,930,000	35,000	8,895,000	0	3,800,000	59,000,000	0	△ 62,800,000	0	25,864,878	0	25,864,878	10,665,839	

《注》前年度の「増減」欄において、△印は本年度予算額が前年度予算額より減少したことを示す。

(171,670,000)